

環管第 1046 号
令和 5 年 11 月 21 日

株式会社司重機建設運輸
代表取締役 郷司 裕久 殿

徳島県危機管理環境部環境管理課長



特定事業の許可について（通知）

令和 5 年 9 月 28 日付けで申請のありましたこのことについては、別紙のとおり許可されました。

なお、特定事業の実施について、美馬市長からの意見を添付しますので、留意して実施してください。

担 当 環境管理課
土砂・環境影響担当 仁木
電 話 088-621-2276

別紙

徳島県生活環境保全条例第64条の規定に基づく市町村長の意見

1 市町村名	美馬市
2 申請者	株式会社司重機建設運輸 代表取締役 郷司 裕久
3 所在地	美馬市脇町字上スス木3番2 他4筆
4 市町村長の意見	<p>(1) 生活環境の保全に関すること</p> <ul style="list-style-type: none">・ 土砂の流出や水質汚染及び粉塵・騒音等公害対策に万全を期すること。・ 排水施設については、住民とトラブルのないよう特に留意し、適切に整備・管理すること。・ 万一、問題が発生した場合は、申請者が全責任を負い、その解決を図ること。 <p>(2) 住民の生活の安全の確保に関すること</p> <ul style="list-style-type: none">・ 公道における運搬車両の通行に際しては、一般車両を優先し交通事故等のないよう十分に注意を払うこと。・ 万一、事故が発生した場合は、申請者が責任を持って解決を図ること。 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特定事業場内に法定外公共用財産が存在する場合は、管理者に協議のうえ、申請等適切な手続きを行うこと。・ 近隣住民からの要望に対し、真摯に対応すること。

徳島県美馬市脇町大字脇町1016番地
株式会社司重機建設運輸

令和5年9月28日付けで申請のありました平成17年12月12日付け徳島県指令生環第33号による許可（平成20年12月5日付け徳島県指令生環第94号、平成23年12月8日付け徳島県指令環管第4018号、平成26年12月8日付け徳島県指令環管第4010号、平成29年11月30日付け徳島県指令環管第4015号及び令和2年12月2日付け徳島県指令環管第4019号により一部変更許可。以下「原処分」という。）に係る特定事業の変更については、徳島県生活環境保全条例（平成17年徳島県条例第24号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり許可します。

令和5年11月21日

徳島県知事 後藤田 正純



1 変更内容

原処分の1許可事項の(3)及び(5)を次のとおり変更する。

(3) 許可の期間

平成17年12月12日から令和8年12月11日まで

(5) その他

特定事業変更許可申請書のとおり変更

2 その他の事項については、原処分に同じ。

(教示)

1 この処分に不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、徳島県を被告として（徳島県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。